

こどもに関する各種データの連携 について

令和4年2月
デジタル庁

(参考URL)

- ・ こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム：<https://www.digital.go.jp/meeting/posts/64HQeKLf>
- ・ こどもに関する各種データの連携による支援実証事業：<https://www.digital.go.jp/posts/LQNXkj8T>

こどもに関する情報・データ連携 関係会議・文書における発言・記載

第1回デジタル臨時行政調査会(令和3年11月16日) 岸田総理御発言

(中略)そして、貧困や虐待などから保護を要する子供たちを見守るため、牧島デジタル大臣を中心に、子供たちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備いたします。(以下略)

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～(令和3年12月21日閣議決定)

4. こども家庭庁の体制と主な事務

③企画立案・総合調整部門

3) データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

デジタル庁等と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のS O Sを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進する。その際、個人情報^{の取扱い}にあってはこども本人や家族の権利利益の保護に十分に配慮するとともに、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会のような個人情報の共有が可能な法的枠組みにおいてもそれぞれの運営目的に基づき有効に活用することを検討する。

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

2. 暮らしのデジタル化

(2) 準公共分野のデジタル化の推進

④ こども

(中略)「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」は、こどもやその家族が誰一人取り残されないものでなければならない。こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。

このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

- こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、自治体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。
 - このための実証事業を実施するとともに、関係府省の副大臣級によるプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を整備。
- ※ **国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。**

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

【構成員】 (主査) デジタル副大臣 小林 史明
内閣府副大臣 赤池 誠章

厚生労働副大臣 佐藤 英道
文部科学副大臣 池田 佳隆

【主な検討事項】

1. こどもに関する情報・データ連携の在り方

- ・行政の各部局や学校・児童相談所・医療機関等の関係機関の、妊娠期から20歳頃までの成長・発達に渡る情報を、必要に応じて連携させ、真に支援が必要なこども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげるための情報・データの連携はどうあるべきか。
- ・その際、こどもに関する情報を自治体内(どのレベルか要検討)で包括的に把握する組織・連携の在り方や、こどもからのSOSの前兆を受け止める・拾い上げる仕組みの在り方についてどのように考えるか。

2. デジタルを活用した包括的な子育て支援の在り方

- ・子育て世代包括支援センターの取組を踏まえつつ、デジタルを活用し、窓口に赴かなくても適切な情報の入手や相談をすることができる支援はどうあるべきか。

3. こどもに関する政策の可視化の在り方

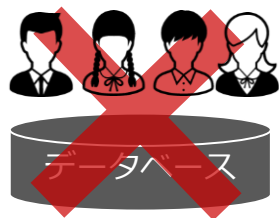
- ・AI等でこどもに関する政策、予算、統計等を可視化するためのデータ利活用やデータの質はどうあるべきか。
- ・例えば、手当等のワンストップ化(支援の対象となる家庭への手当の支給手続、就学前施設についての分かりやすい情報発信など)に向けた政策はどうあるべきか。

【スケジュール】 令和3年(2021年)11月検討開始～令和4年(2022年)6月目途に論点の整理

副大臣PTの検討の全体像のイメージ

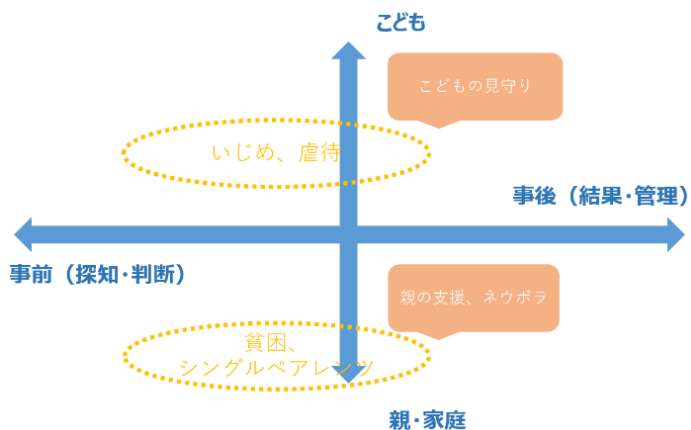
本実証事業では青色背景の部分を実施

子どもに関する情報・データ連携
副大臣プロジェクトチーム(第2回)(令和4年1月21日)資料



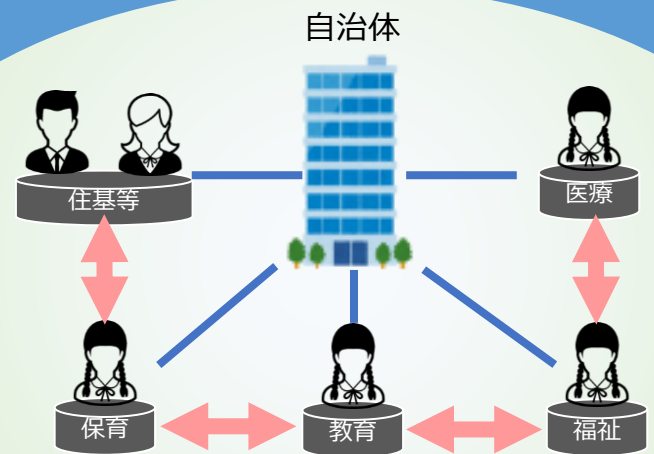
国が一元的に子どもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

(参考) 副大臣PTにおける4象限

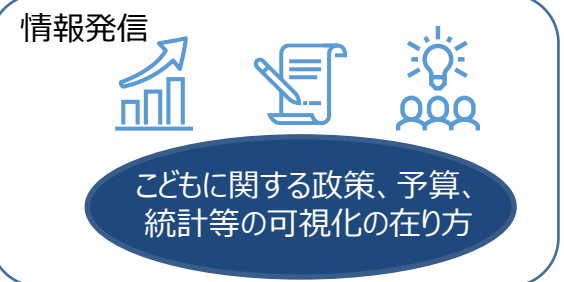


自治体における情報・データ連携の実証の在り方

必要に応じて連携
(複数の課題を同時に抱えるなど真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援)



分野を超えて連携
(複数の課題を同時に抱えるなど真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援)



デジタルを活用した包括的な子育て支援の在り方

子どもからのSOSの前兆を受け止める・拾い上げる仕組みの在り方

転居等の際の情報・データ連携の在り方



一 牧島大臣記者会見要旨

令和3年11月26日

(中略) これらを踏まえて、市町村や支援機関等が保有するこどもに関する情報、データの内容、各データを保有する機関等の整理と連携の在り方や先行自治体の状況把握、自治体を対象とした実証の在り方等について検討するため、小林デジタル副大臣を主査といたしまして、内閣府、厚生労働省、文科省の副大臣をメンバーとするプロジェクトチームを本日より始動いたします。

本件に関して1点付け加えさせていただきたいのですが、一部報道で一元化という表現が使われているのを拝見しております。私どもとしては、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースをつくることは考えておりませんので、そのことを重ねて申し上げさせていただきたいと思っております。まずは自治体でのデータ連携の事例をつくっていきながら、全国の自治体への展開に向けた必要な方策を検討していきたいと考えております。なので、一元化ではなくてデータ連携でございます。(以下略)

令和4年1月11日

(中略) 政府が学習履歴を含めた個人教育データを一元管理するのではなくて、このことは全く考えておりませんで、データの管理はロードマップの11ページ、配付資料の1ページ目のところにあります。分散管理を基本とするということは既に明記をさせていただいているものであります。ここを強調させていただきます。

そして、このページの中に利活用の関係者に国が列記をされていないということも改めてお伝えをしておきます。教育を含めたこどもデータ連携の話のときにもこれは申し上げましたけれども、ロードマップの42ページ及び43ページにも、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない旨、明記をしております。なので、本ロードマップを改めて、ちょっとボリュームのあるものではありますけれども、お目通し頂きたいということをお願い申し上げます。(以下略)

一 「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第2回）」（令和4年1月21日）議事要旨

池田文部科学副大臣

・(中略) 学習履歴等の教育データを政府が一元管理するのではないかと心配の声があるが、国が一元的に管理するのではなく、データを相互に連携できるようにしていくことで、実際の支援を行う各自治体における活用を促進できるのではないかと考えている。(以下略)

小林デジタル副大臣

・(中略) 国で一元的にこどもの情報を管理するのではないかと、データベースを構築するのではないかと懸念の声もあるが、そのようなことは決して考えていない。本日紹介いただいたような自治体での事例を作っていきながら、全国の自治体への展開に向けた必要なやり方を検討していくために、令和3年度補正予算にこどもに関する各種データの連携による支援実証事業を計上した。(以下略)

第1回「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第1回）」（令和3年11月26日）議事要旨

赤池内閣府副大臣

- ・（中略）こどもや家庭のデータの連携に当たっては、国民の理解を得ることが当然、何よりも重要であり、教育や福祉をはじめとする情報は、まさに国民、住民のプライバシーの塊であるため、個人情報保護法令の整合性だけでなく、国民の意識に沿った慎重な検討が必要。
- ・データベースは政府が一元管理するのではなく、地方公共団体がその判断でデータを管理、活用すべきである。（以下略）

池田文部科学副大臣

- ・（中略）データベースは、国が一元管理をするのではなく、実際に支援を行う各自治体において管理、活用される必要がある。

山田デジタル大臣政務官

- ・（中略）一部報道を契機として誤解が生じているが、本プロジェクトにおいては、こどもの情報を国が一元的に管理するデータベースを作ることではない。国民の理解を得ながら進めていきたい。

小林デジタル副大臣

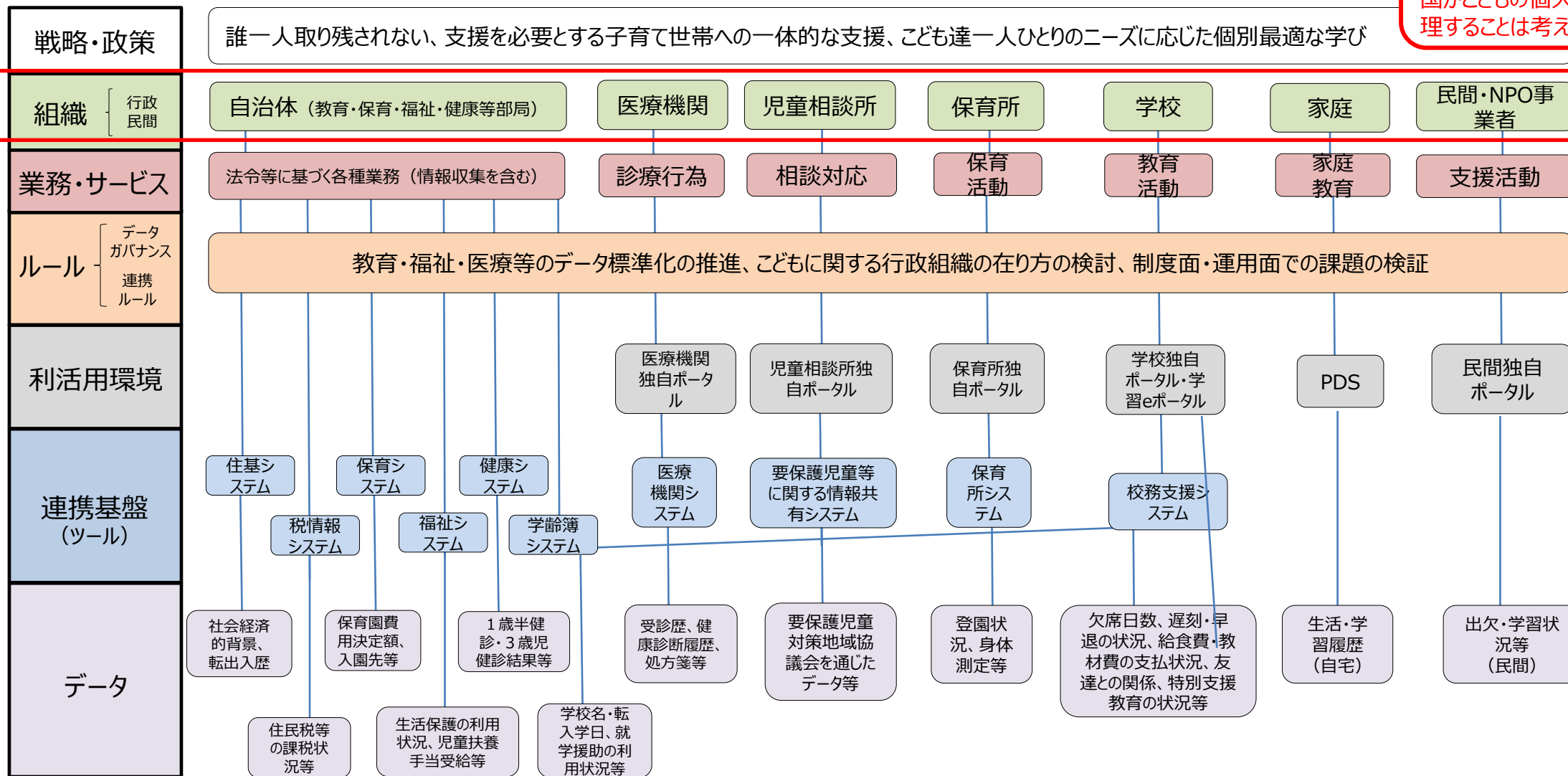
- ・（中略）11月16日に開催されたデジタル臨時行政調査会においても、岸田総理から、「貧困や虐待などから保護を要するこどもたちを見守るため、牧島デジタル大臣を中心に、こどもたちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備」するよう御指示をいただいたところ。
- ・こうしたことを踏まえ、まずは自治体内でのデータ連携の実証事業を行う等といった必要な施策を検討しており、これに必要なデータの種類や手法等の議論を深めていきたい。
- ・国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていないというのは関係者の共通の認識である。まずは自治体での事例を作っ^ていきながら、全国の自治体への展開に向けた方策を検討したい。（以下略）

「こども」に関するアーキテクチャ（イメージのたたき台【検討中】）の現状認識

こどもに関する情報・データ連携
副大臣プロジェクトチーム(第2
回)(令和4年1月21日)資料

- 現在、教育・保育・福祉・医療等のデータについては、**自治体内でも教育委員会、保育部局、福祉部局、医療部局、税務部局等、それぞれの部局で管理**されているとともに、児童相談所・社会福祉法人・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、**それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応**に当たっている（以下は現状認識のイメージ）。
※ここに掲載されているデータが全て必須項目ということではなく、今後、実証事業を実施する中でどの項目に絞り込むか整理。

あくまでも、自治体及び関係機関における分散管理が前提であり、「国」が組織として記載されていないとおり、国がこどもの個人情報を一元的に管理することは考えていない。



こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（①データ項目等に係る調査研究）概要

目的

・令和3年12月24日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、「各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。」とされた。

・本事業は、こうしたこどもに関する各種データの連携について、ユースケースや必要となるデータ項目、制度面・運用面での課題等の検証を行うことを目的としている。

主な内容

・受注者は、デジタル庁「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」における資料及び議論や、内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会」の検討状況、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の動向、こども政策の推進に関する最新の政策動向など、こどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策について十分理解した上で、本業務の実施に当たること。また、デジタル庁からの指示に基づき、今後実施される次頁の事業と連携すること。

・受注者は、以下について、検証内容・方法を策定した上で検証を実施し、検証結果を取りまとめ課題を明らかにすること。このうち (1) 及び (2) については、副大臣プロジェクトチームにおける論点整理が令和4年5～6月頃に行われる予定であること等を踏まえ、令和4年4月中に一定の方向性を中間報告書（素案）として提示すること。また、例えば先進的な取組を行っている地域への調査やアンケート、現場でこどもへの支援に携わる関係機関や有識者等へのヒアリング等を提案・実施すること。

- (1) ユースケースの調査：こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもの発見やニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する上で、自治体等における先行事例を踏まえ、求められるユースケースについて調査。
- (2) 必要となるデータ項目の検証：貧困や虐待等の政策的な課題に対応して、データ連携により真に支援が必要なこどもの発見やニーズに応じたプッシュ型の支援を行う際に必要となるデータ項目について、上記(1)のユースケース等を踏まえ、検証。その際、各データ項目の有用性（先行研究における調査結果等）、自治体における各データ項目のデジタル化や情報共有の状況、当該データ項目が国の施策として自治体等において共通的に収集することが求められているか等を勘案し、例えば必須項目と推奨項目を分けるなどとして提示すること。また、1年に1回等の定期的に測定されるデータだけではなく、より高い頻度で扱われるデータも対象とすること。
- (3) 制度面・運用面での課題の検証：上記(1)及び(2)を踏まえ、制度面・運用面での課題（各分野におけるデータの標準化や、データの保有主体、自治体をまたがる場合（転居や中学校段階から高等学校段階に変わる際など）のシステム間のデータの相互運用性を確保するための方策、情報連携のためのデータ連携、アクセスコントロールや個人情報の取扱い、データ連携における倫理面の課題、具体的なプッシュ型の支援へのブリッジ、効果検証の設計等）について検証。

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（②地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）概要

目的

・各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭の発見や、これらに対するニーズに応じたプッシュ型の支援（以下「支援事業」という。）に活用する際の課題等について実証を行うこととし、**本実証事業に参加を希望する複数の地方公共団体を公募**する。

・なお、**採択後**、採択地方公共団体におけるデータ連携の実証事業に係る調査研究を請け負う事業者（以下「**検証受託事業者**」という。）の調達をデジタル庁が実施し、採択団体が**連携するシステム運用事業者等と検証受託事業者との間で、契約条件の最終的な調整**を行った上で、契約を締結する予定。

事業の概要

○対象団体

・協力を希望する**地方公共団体（都道府県及び市町村）**。なお、**複数の地方公共団体が共同で応募**することや、関係機関との**コンソーシアム形式による応募も可**。

○検証項目

・必要なデータの洗い出し、紙ベースの情報のデジタル化

・データ連携のための**システムの整備**

・上記の成果・課題を踏まえた、**全国的な展開方策の検討**

・データ連携のための**体制の整備**、データの**保有主体やアクセスコントロール・個人情報の取扱**の整理

・当該システムを活用した**具体的な支援事業の試行及び課題抽出**

要件

・実証事業の参加者は、デジタル庁「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」における資料及び議論や、内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会」の検討状況、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の動向、こども政策の推進に関する最新の政策動向など、こどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策について十分理解した上で、本業務の実施に当たること。

・**デジタル庁、関係省庁、検証受託事業者及び別途実施するデータ項目等に係る調査研究を受託する事業者（以下「分析受託事業者」という。）と連携を密**にし、検証に協力すること。

・あらかじめ、**連携するシステム運用事業者等と協議・調整**の上、応募すること。応募に当たっては、実証事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等が、こどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策を始めとした実証事業の趣旨や内容を十分に理解し協力を受けられることを確認した上で行うこと。

・データの利活用に係る**倫理的な課題について検討する体制（倫理委員会等）を可能な限り整備**すること。

採択団体数

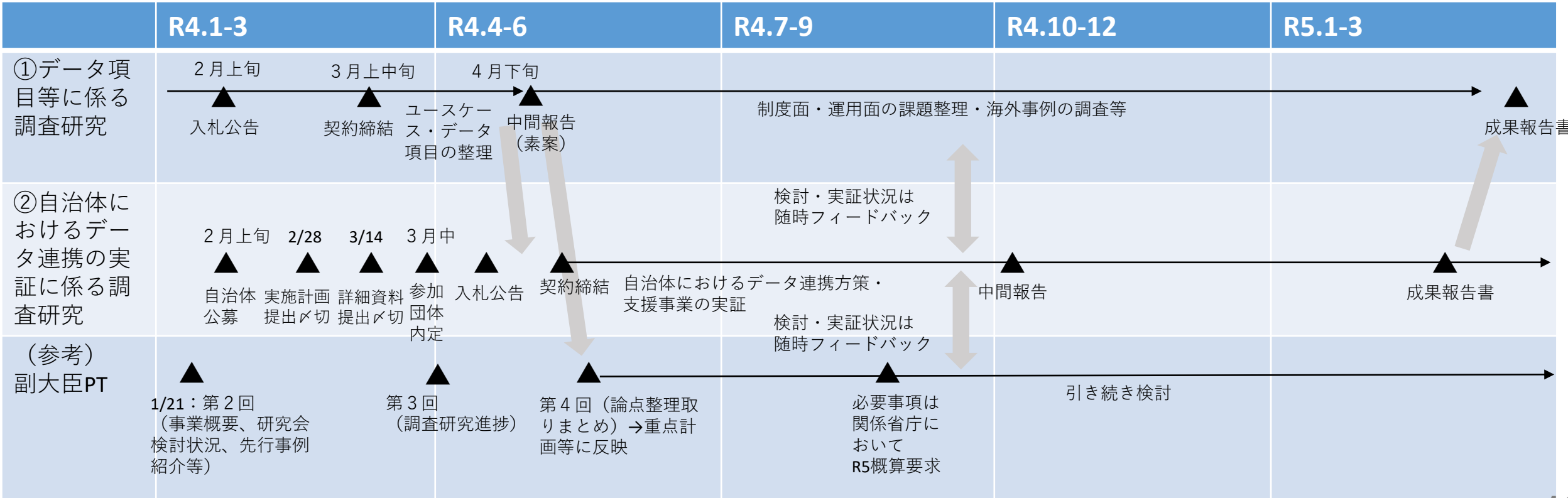
・採択団体数は、予算の範囲内で、応募状況と予算希望に鑑み決定（現時点においては、**1団体当たり3000万円～1億円程度を想定**）

全体スケジュール（案）

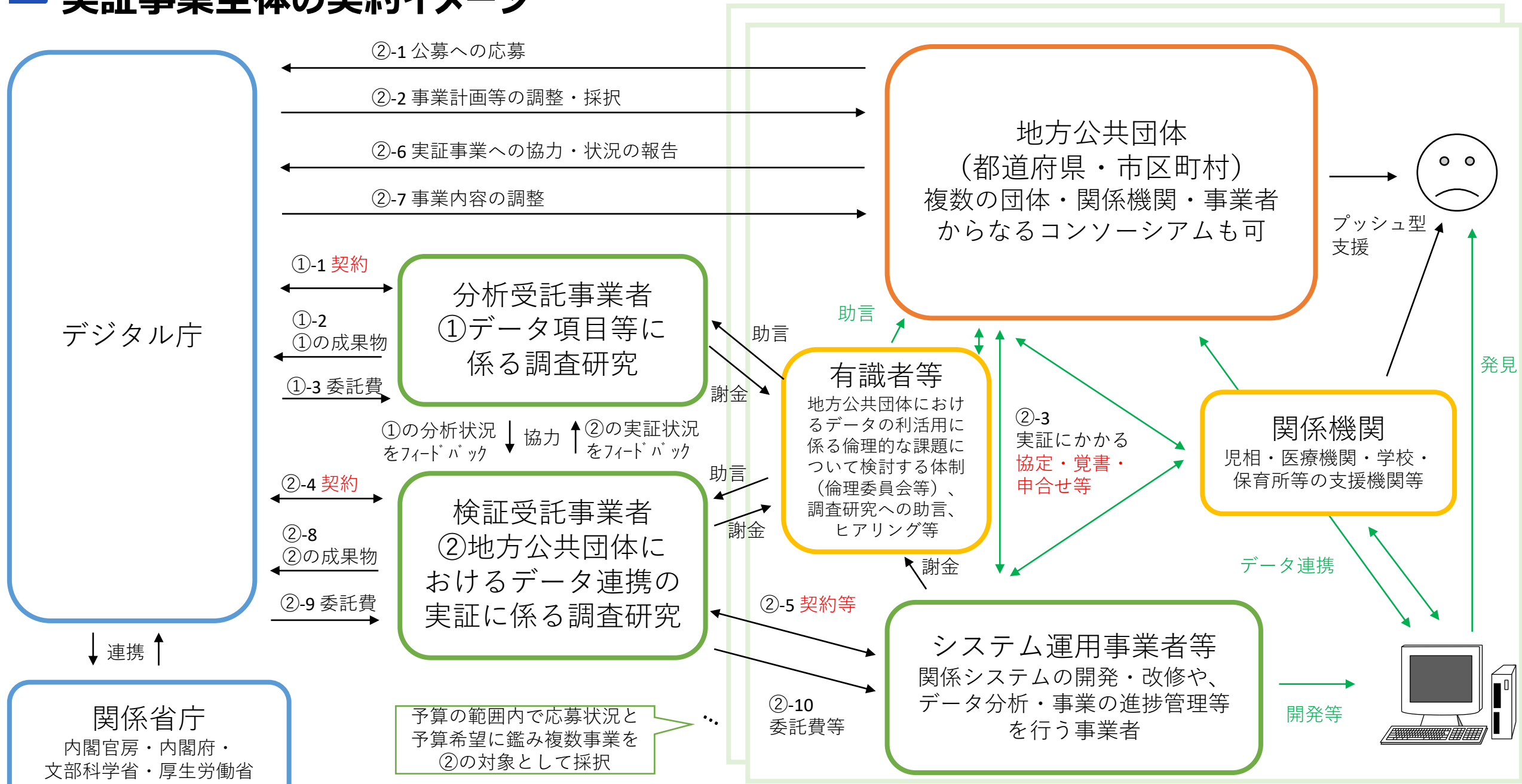
本事業を

- ①データ項目等に係る調査研究（ユースケースの調査や必要なデータ項目、制度面・運用面での課題の検証）
 - ②自治体におけるデータ連携の実証に係る調査研究（自治体における教育・保育・福祉・医療等のデータの連携方策の実証）
- の2つに分け、①については年度内の契約締結を目指す。②については、まず自治体公募を年度内に行った上で、仕様書作成・入札公告を実施。

【全体スケジュールのイメージ】



実証事業全体の契約イメージ



主な論点

①データ項目

【収集方法】既存データの活用: 全国調査結果(次ページ参照)

独自のデータ収集: 民間調査(出版社等への委託)、県の学力・学習状況調査の活用(埼玉等)など

【性質】客観データ: 所得データのように共通の尺度で把握しやすいデータがある一方、共通の尺度について課題のあるもの(欠席日数、成績など)もある、

主観データ: 主観的評価を数値化(気になる度合い)している例や、教職員がコメントを付加する例あり

【分野】学校データ: 学齢簿、出席日数、就学援助、諸費滞納、健康診査、保健室来室記録、成績、非認知能力、服装、けが、家庭との連絡...等

福祉データ: 生活保護、生活困窮者相談、児童扶養手当、医療助成(※自治体事業)、母子保健制度、障害者福祉制度、要対協登録、保育所
所属...等

住民データ: 氏名、年齢、世帯構成、所得、転入...等

※学校・福祉の両データを活用: 箕面市、つくば市、広島県(府中町) 等

※学校・福祉の学校データ中心: 能勢町、神戸市、柏市、糸満市、橋本市、滋賀県(大津市、草津市、彦根市、愛荘町) 等

②データの活用からアウトリーチ支援までの流れ

・判定法 ・アセスメントの実施主体 ・支援へのつなぎ方

③データを活用する組織体制

・首長部局に集約: つくば市、広島県(府中町)など

・教育委員会に集約: 箕面市、神戸市、柏市、能勢町、糸満市、橋本市、滋賀県下の市町など

・外部団体に集約 - 「要保護児童対策地域協議会(要対協)」や「子ども・若者支援地域協議会(子若協)」(※こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(R3.12)で検討位置付け)
- NPO等に集約: 戸田市など

④個人情報保護

・条例による措置 : 個人情報保護条例で目的外利用・外部提供に係る特例措置を講じるのが一般的

※新個人情報保護法(令和5年5月までの施行を予定)との関係整理が必要

・対象者の絞り込み : 困窮世帯等に絞り込み、これらの対象に限り目的外利用・外部提供を可能とすべく条例で定めている例 → 箕面市

・外部団体への情報提供: 個人情報保護運営審議会の承認を得て、基本情報(氏名・学校名)、経済属性をNPOに提供 → 戸田市

⑤推進方策

・自治体への支援策(財政支援や人材(ノウハウ)支援の要望あり)

自治体のデータ保有状況についての全国アンケート調査結果

(令和3年8月～9月実施)

※1014自治体から回答(但し回答数は項目ごとに異なる)

区分	子供の貧困に関連する 個人情報	保有率	(参考) うち 電子媒体の 保有率
家庭の 経済状況	生活保護の利用状況	92.8%	83.7%
	児童扶養手当の利用状況	92.5%	82.0%
	就学援助の利用状況	87.8%	86.3%
	住民税等の課税状況	86.7%	98.7%
	水道料金の支払・滞納状況	68.6%	97.7%
	生活困窮者自立支援事業の利用状況	65.9%	73.7%
	アルバイトの実施状況	6.9%	73.8%
家庭 生活の 状況等	要保護児童対策地域協議会を通じた データ	85.6%	71.2%
	転出入歴	81.2%	88.7%
	1歳半健診・3歳児健診等母子保健 を通じたデータ	81.2%	86.3%
	家族構成	75.8%	69.0%
	外国人児童生徒	64.6%	79.5%
	児童養護施設への入所状況	59.6%	48.9%
	保護者の就労状況	57.4%	54.9%
	親子関係	55.4%	68.0%
	家庭教育支援(全戸訪問事業等)を 通じたデータ	54.0%	70.5%
	家庭との連絡状況	51.6%	60.4%
	居住形態	43.7%	63.5%
	家庭での様子	42.3%	62.1%
	少年非行の有無	39.7%	66.1%
	ヤングケアラーの有無	23.4%	73.2%

区分	子供の貧困に関連する 個人情報	保有率	(参考) うち 電子媒体の 保有率
学校 生活の 状況等	特別支援教育の状況	82.1%	72.1%
	欠席日数	80.0%	78.8%
	発達障害の有無	79.3%	68.2%
	給食費・教材費の支払状況・滞納	72.5%	82.5%
	友だちとの関係	72.5%	68.9%
	遅刻・早退の状況	70.0%	79.4%
	学習成績・理解度	68.1%	84.4%
	健康状態	67.8%	67.7%
	虫歯の本数	64.2%	63.6%
	けがの状況・頻度	61.9%	64.4%
	成長の遅れ	58.7%	67.4%
	部活動等の状況	58.5%	66.0%
	保健室への来室状況	57.2%	64.4%
	悩みごとの有無	53.0%	56.1%
	授業中の様子	46.0%	65.7%
	学校生活への意欲	45.5%	67.2%
	学習習慣	44.8%	65.7%
	宿題の実施状況	42.2%	55.4%
	服装・身だしなみ	33.4%	56.7%
	勉強時間・場所	32.7%	61.7%
	持ち物・忘れ物	32.6%	51.6%
	摂食状況・食事の頻度	31.9%	58.9%
	礼儀・規則の順守	31.7%	64.3%
	衛生習慣	31.4%	59.1%
	言葉遣い	22.5%	61.7%
高校中退	14.2%	71.7%	

※赤色は保有率が50%を超える項目

個々の「データ項目」に係る留意点（研究会委員から出された意見の例）

こどもに関する情報・データ連携
副大臣プロジェクトチーム(第2
回)(令和4年1月21日)資料

家庭の経済状況

○生活保護の利用状況、就学援助の利用状況、給食費・教材費の支払状況

- ・この3項目で、支援対象となる子供をかなり見つけられる。
- ・一方、ひとり親であることや制度の利用を人に知られたくない家庭や、面倒なので申請しない家庭もあることは認識すべき。

○児童扶養手当の利用状況

- ・ひとり親家庭であるか否かの判断に有効な情報。
- ・母子家庭で母親が働いている場合、家庭での子供との時間が削られており、支援の必要性を測る上で有用。ヒアリングとの併用が有効。

○住民税等の課税状況

- ・収入が低いのに、生活保護等を申請していない世帯もあり、こうした世帯の特定のためにも、所得の把握は重要。
- ・一方、所得データを直接使用することは地方税法で原則禁止とされ困難。所得を用いた助成制度のデータ活用など代替手段の検討も考えられる。

学校生活の状況

○欠席日数

- ・病気による欠席やコロナ不安による欠席、別室登校や放課後登校の扱いなど、自治体で異なる可能性があり、留意が必要。統一も考えるべき。
- ・重要なのは、急に欠席、遅刻、早退が多くなったという変化を把握し、潜在的なリスクを捉えることだが、聞き方は難しい。

○学習成績・理解度

- ・学習成績は、センシティブな情報。個人の資質や能力に関わるので、学校外への共有については相当な抵抗感がある。データは、まずは、命にかかわることからスタートし、段階的に進めるべき。
- ・データを閲覧できる人は、SSWなど守秘義務のある専門家に限ると示すなど、運用面をセットで考えるべき。
- ・テストの点数そのものより、経年比較の中で、偏差値の下落などを把握すべきではないか。

○学習習慣、勉強時間・場所、宿題の実施状況、持ち物・忘れ物

- ・経済的な貧困と強い相関があるという研究がある。
- ・プライベートなもので、学校で把握できない。また、自主的な学習に委ね、宿題をやめるなどの動きもある。主観的な評価となる。

○健康状態、虫歯の本数

- ・病気の有無や虫歯の本数自体より、問題を発見した家庭が治療するのか否かという改善状況が重要。

○友達との関係(含:いじめ)

- ・いじめられた子供がいじめをしていることが多い。先生方の判断基準をわかりやすく示すべき。いじめアンケートのデジタル化と連携が理想。

家庭生活の状況等

○家族構成

- ・多子家庭の把握は重要。

○転出入歴

- ・虐待事例には転出入履歴があるケースが多く、重要な項目。

○1歳半健診・3歳児健診等母子保健を通じたデータ

- ・現状では、保健所で把握した情報(例えば、母親が常時不在、服装の汚れなど)が、就学後に学校に提供されていないといった課題がある。

○データ連携の項目についての考え方

- ・自治体の現場での把握が容易か、子供の貧困との相関の強いかな、客観的な把握が可能か等の観点に照らし、各自治体において、統一的にデータ連携する項目(基本項目)と任意にデータ連携する項目(オプション項目)とに分けて整理することが考えられる。

○データ連携の主体・対象

- ・まず、同一基礎自治体内で把握できる義務教育段階の児童生徒のデータ連携の枠組みを構築し、その効果を見つつ、データ連携に係る壁は存在するが、未就学段階や高校進学後も連携の枠組みに含めることや、他の基礎自治体(転居の場合等)との連携について検討すべき。

○データ連携の形式

- ・自治体の規模など実情に応じたデータ連携の形式とすべき(システム化又はスプレッドシート(Excel)など)。また、支援策を検討すること。

○データの取得

- ・転居時のデータ連携や経年比較のため、客観的なデータの取得が望ましい。一方、現場職員の主観的評価についても、何らかの形で取得、活用できるようにすべき。
- ・データの把握や入力を行う現場職員の負担への配慮が必要。既存のデータ連携のシステムや業務システムとの連携により省力化を図るべき。

○データの管理

- ・各自治体で、データ活用が可能となるよう、保有データの電子化を進めることが必要。
- ・データの保存期間、削除依頼や開示請求への対応について検討が必要。

○データの共有

- ・個人情報保護法令上の整理(共有が可能な項目、共有範囲等)が必要。
- ・住民から見て許容されるかという観点も重要。情報の取扱いルールの設定、データ連携で住民が受けるメリット等の丁寧な発信が必要。

○データの活用

- ・支援の現場では、問題を抱える子供や家庭に寄り添った伴走型の支援が求められていることから、誰が閲覧・活用し、どのように支援につなぐのかを提示する必要。
- ・例えば、要保護児童対策地域協議会など、既存の法的枠組みの柔軟な活用も選択肢となるのではないかな。
- ・学校を運用主体の場合とする場合、教師ではなく、スクールソーシャルワーカー(SSW)に支援の中心的役割が期待される。

基本的なパターン

①1次スクリーニング(主にデジタル)

- ・データから一定のアルゴリズムにより要支援対象者を自動的に抽出
- ※自治体の規模等に応じ、教職員等の会議で抽出する等地域の実情に応じた方法が考えられる。



②絞り込み(主にアナログ)

- ・「現に支援対象となっている者」との比較等による「支援から漏れているこども」の把握
- ・付加情報(気づきなどアナログ情報含む)による絞り込み
- ・アセスメント会議等による「更なる絞り込み」



③個々の対象者に対する支援方針の検討



④ケースに応じた支援への接続

データ活用の具体例

箕面市(大阪府)の例

① 「子ども成長見守りシステム」(経済的支援、学校、非認知能力に係るデジタル情報)から、アルゴリズムでリスク判定

②③このうち支援に繋がっていない者について、教委「子ども成長見守りグループ」の職員が、学校や市内関係機関と情報交換しながら対応方針を検討

④ 「子ども成長見守りグループ」の職員が適切な支援等につなぐ

能勢町(大阪府)の例

※神戸市、柏市、糸満市、橋本市、滋賀県(大津市、草津市、彦根市、愛荘町)等が同様の手法を実施

① 複数人の教職員による「スクリーニング会議」により、アセスメントを行うべき児童生徒をリストアップ(1段階選抜)
※神戸市等、AI判定を併用している自治体あり

②③教職員やSSW等専門職による「校内チーム会議」により、個別の児童生徒の事情を詳細に見るアセスメントを実施し、対応方針を検討

④ 必要に応じてSSW等専門職が適切な支援等につなぐ

つくば市(茨城県)の例

① 「データベースみまもり」(経済的支援、学校、非認知能力に係るデジタル情報)から、アルゴリズムで1段階選抜

② このうち支援に繋がっていない者について、学校の担任や生活指導の先生が「個人票」にコメント追加(アナログ情報) これらを踏まえ、対象者リストを決定

③ こども未来支援員、家庭相談員、SSWからなる「支援担当者会議」でアウトリーチ支援方法を検討

④ こども未来支援員によるアウトリーチ支援の実施(訪問相談、学習支援・居場所への案内等)

広島県(府中町)の例

※今年度、府中町で試験的に実施。
今後、府中市、海田町、三次市でも順次実施予定。

① 福祉データ(母子保健、生活保護、児童扶養手当、障害者手帳等)及び学校データ(出欠席、虐待チェックリスト、健康診断等)からAIにより児童虐待リスク予測
※学校データは令和4年度分析予定。
将来的には問題行動や長期欠席など学校の問題を予測するAIも開発予定。

② ①を参考に、子ども家庭総合支援拠点においてリスク予測を確認。予め登録しているリスク項目について連携情報を確認。
関係者(子ども家庭総合支援拠点、ネウボラ、学校(SSW))が対象者を決定

③ 対象者について、学校や保育所等から安否、養育状況、登校状況等を確認・調査

④ ③を踏まえ、必要に応じて関係部署と連携し、継続的に予防的支援(定期面談、電話、訪問)

戸田市(埼玉県)の例

※市内2校の小1~3に限り試験的に実施

① 経済的支援(児童扶養手当、ひとり親医療費助成、就学援助、生活保護)のいずれかの受給者をリスト化

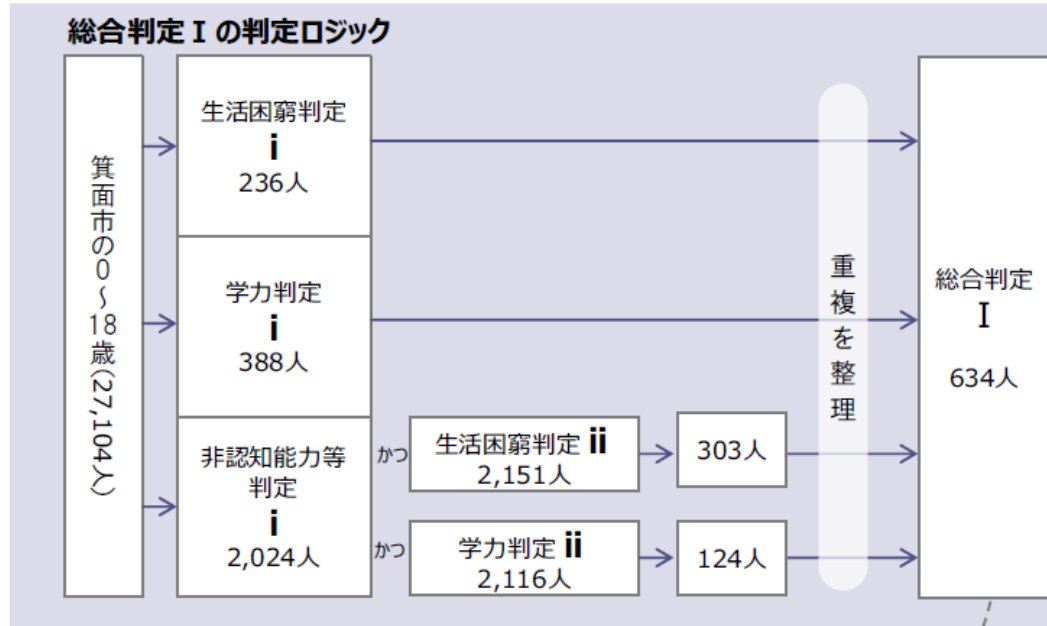
②③ リスト(氏名、学校、経済属性を記載)を民間団体(Learning For All)に提供し、関係機関と連携してアウトリーチの順番や方法を決定

④ アウトリーチの実施と支援拠点への接続

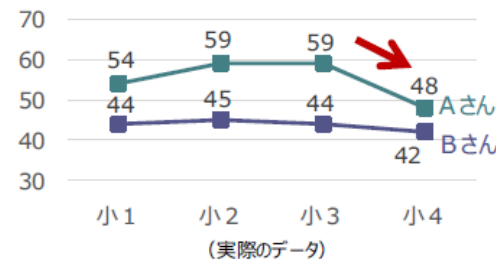
子ども成長見守りシステムによる判定

子ども成長見守りシステムでは、「生活困窮判定」「学力判定」「非認知能力等判定」の3つの要素で判定した上で、それら3つの要素を掛け合わせて、「子どもの状態の総合判定」を行います。判定は、定例で年2回行うとともに、必要に応じて随時、個別に判定を行う場合もあります。(例：重大な虐待事案を受けて全員のリスク度を見直す場合など)

判定項目		判定	
生活困窮判定	経済的困窮	生活保護世帯	i ~ iii
		ひとり親家庭	
		就学援助受給状況	
	養育カリスク	子ども医療非課税階層	
		要保護児童(虐待相談)	
要保護児童(保健指導相談)			
学力判定	学力偏差値(絶対値)	i ~ iii	
	学力偏差値(変化値) ※		
非認知能力等判定	非認知能力	意欲	i ~ iii
		自制心	
		やり抜く力	
		社会性	
		自律性	
	健康・体力	健康状態	
		体力総合偏差値	
	基礎的信頼	家族とのつながり	
		先生とのつながり	
		友人とのつながり	
		不登校状況(欠席数)	
高校中退状況			

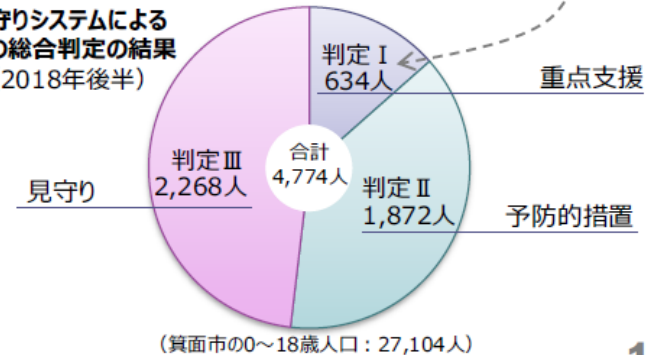


※ 学力偏差値(変化値)を見る意味



Aさんは、4年生の時点だけを見れば絶対値がそれほど低くないので問題がないとして見落とされる。3年生から急激に悪化した「変化」を見つけることが、課題の早期発見に重要。

子ども成長見守りシステムによる
子どもの状態の総合判定の結果
【0~18歳】(2018年後半)



子ども成長見守り室を置いたことにより、これまでなら出来なかったことが出来るようになった例や、現場での“小さな気づき”の情報が入ったり、これまで見過ごされていた支援が必要な子どもをシステムで客観的に見つけることができたケースの一例です。

乳幼児の情報を組織的に引継ぐ

(これまで)
子どもの発達の課題が保育所・幼稚園・早期療育などから学校に個別に引き継がれる

↓
子ども成長見守りシステムで保有する乳幼児健診や母子保健事業の記録、成育歴の中での養育力リスクを学校に資料提供できるようになった。

支援の抜け・漏れを見つける

(これまで)
就学援助の受給資格があるにもかかわらず受給していない世帯があることは認識しつつ、なんらかの対応につなげなかった

↓
子ども成長見守りシステムで、就学援助が受けられる経済状況にありながら受給していない世帯をチェック。「公的手続きが苦手で申請できていなかった」世帯を見つけ出し、子ども成長見守り室で申請を支援した。

※当該世帯は、他の公的手続きにも支援が必要だった。

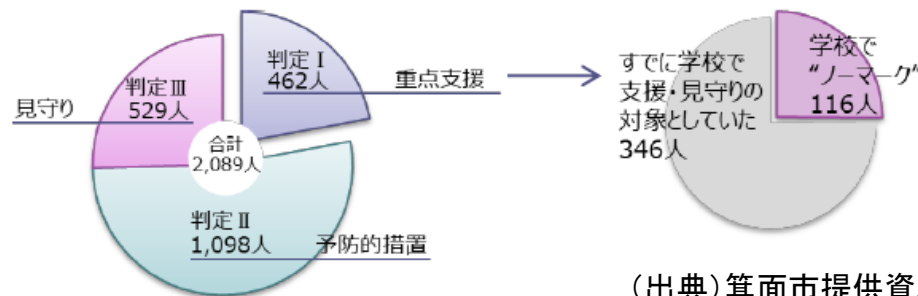
学校の“気づき”に客観的データで応える

ケース 中学校から子ども成長見守り室に、不登校傾向の1年生、父子家庭の子どもについて相談あり。父親が入院し、生活に困窮しているもよう
で、生活相談につなぎたいとの主訴。

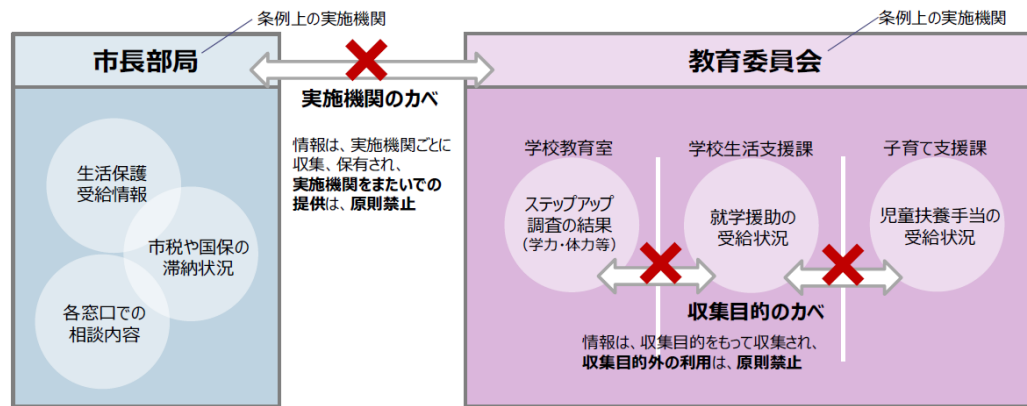
↓
子ども成長見守りシステムで当該生徒を見たところ、過去3年間「重点支援」の状態であった。
小学校での支援の記録がなかったため、出身小学校に問い合わせたところ、特に見守り等の対象とは認識しておらず、登校状況は良好で、特に目立つこともなかったとのこと。
当該生徒の家庭については、生活困窮相談窓口につなぎ、生活保護受給に至った。中学校には、過去からの当該生徒のデータを提供し、学校での見守り・支援を指示した。

学校で“ノーマーク”の子どもを見つける

子ども成長見守りシステムでの、子どもの状態の総合判定によって「重点支援」の対象と判定された児童生徒のリストを学校に提供して支援状況を確認したところ、そのうちの25%の子どもが「見守りの対象ですらなかった」ことが判明した。



個人情報保護条例への対応



箕面市個人情報保護制度 運営審査会の意見

- ・「人の心身、生活の保護または支援の目的」は、「明らかに本人の利益」であることは間違いないと思われる。(= 条例改正せず解釈での運用も可能)
- ・でも、**具体例があったほうが現場は運用しやすい**ため、**条例改正**による方が適切
- ・目的外利用・外部提供が認められる場合のうち、**対象者及び「明らかに本人の利益になる場合」**を明示して、**運用しやすくするもの**

改正前

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的外の目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。))し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。))してはならない。

一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合

二 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合

三 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合

四 …… (以下略)

改正後

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集目的外の目的のために利用(以下「収集目的外利用」という。))し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。))してはならない。

一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合

二 市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合

三 前号に掲げるもののほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合

四 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合

五 …… (以下略)

審査会に諮問の上、規則で類型を定めている。

Ex. 生活困窮者、虐待を受けている高齢者・障害者、ひとり親家庭、いじめを受けていると思われる児童生徒 等 (全16類型)

スクリーニングから学校での対応・支援につなぐプロセス

スクリーニング会議

管理職・担当教員

準備編

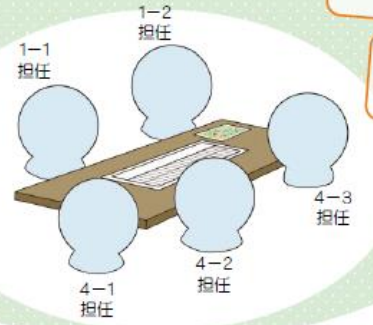
1. スクリーニング会議をいつ行うか決める。
たとえば、年間学年会議等を活用する。
2. スクリーニング会議を行う日時と
スクリーニングシート入力締切日
(おおむね会議の1週間前)を
全教職員に通知する。

全教員

会議当日

3. 各自スクリーニングシートに入力を行う。
4. 入力結果を学年全員で確認して、
チーム会議にあげるか議論する。
支援の方向性 (A B C) はどれか必ず決める。

☆SSWがスクリーニング会議に入る、
陰からでもファシリテートすることで、
流れがスムーズになる。



教員がすること、SSWがすること
が明確になる

学期ごとに行うことで、
変化を把握できる

A 教職員の関与
・学年団
・担任
・養護教諭
等のアプローチ

B 地域資源の活用
・学習支援
・居場所
・子供食堂
・地域人材
・家庭教育支援
等の活用

C 専門機関の活用
・児童相談所
・家庭児童相談室
・少年サポートセンター
・教育センター
・福祉制度
等の活用

チーム会議

スクリーニング会議で「チーム会議にあげる」
となった児童生徒について、
多職種を交えたチームでアセスメントを行い、
支援の方向性を具体的に決定する。
随時、見直しも行う。

*チーム会議の場をケース会議として
アセスメントを行うことも可能。



YOSS®スクリーニングシステム

※YOSS=Yamano Osaka Screening System

®=権利関係登録済

- 記入者：学校教員(管理職含む)、SC/SSWerを想定
 - スクリーニング項目：学校現場で得られたデータに基づく
 - スクリーニング会議：児童の課題を議論

※関心を持たれた方は山野
研究室へご連絡ください。
eb-ssw@sw.osakafu-u.ac.jp

項目:貧困調査等から

⇒校内チーム会議を通して支援の方向性を検討

- スクリーニングシート：各種会議・支援策の決定の際の検討材料

児童生徒理解・早期対応・支援の見える化のための
YOSS(大阪府立大学山野式スクリーニングシート)
©大阪府立大学山野式スクリーニングシステム

このシートは、統計分析等の学術的研究に基づいて構成されています。印刷の際は、Excel右下の改ページプレビューをご利用ください。
本シートは、著作権法上の保護を受けております。本シートの一部あるいは全部について、大阪府立大学から文書による承諾を得ず、いかなる方法においても
無断で複製、転載することは禁じられております。

【校内チーム会議】とは
SC/SSWer等の多職種が参加するチーム会議・個別支援会議
◎委員会 等の会議体 (1事90分程度)

【印刷ガイド】シート記入時 改ページポイント →

1学期 現状 スクリーニング会議 支援の実際 変化

貴は学校独自項目(その他(貴校)に複数項目の追加可)、グレーは入力不要項目 <気になる(週1回程度)→1 特に気になる(週3回以上)→2>

スクリーニング会議=学年会議・職員会議 等
複数人で議論する場(1学年10~30分)

<シート活用初期: 以前から利用→1 新たに決定→2 以前に拒否→拒否>
<2回目以降: 提案後、利用開始→1 提案したが拒否→0 新たに決定→2>

学期別の算出を出すことにより
【 年度 学期 -】

年	組	氏名	① 転入						合計
			1	2	3	4	5	6	
1	1	1							
1	1	2	8						14
1	1	3							
1	1	4							
1	1	5							
1	1	6	1						
1	1	7	3						
1	1	8							
1	1	9							
1	1	10							
1	1	11							
1	1	12							
1	1	13							
1	1	14							
1	1	15							
1	1	16							
1	1	17							
1	1	18							
1	1	19							
1	1	20							

A 教職員の関与		B 地域資源の活用		C 専門機関の活用	
① 担任のアプローチ	② 担任以外のアプローチ	① 家庭訪問	② 地域人材の活用	① 児童発達支援センター	② 児童相談所
③ 特別支援担当のアプローチ	④ 特別支援担当以外のアプローチ	③ 児童発達支援センター	③ 児童相談所	③ 児童発達支援センター	③ 児童相談所
⑤ 特別支援担当以外のアプローチ	⑥ 特別支援担当以外のアプローチ	④ 児童発達支援センター	④ 児童相談所	④ 児童発達支援センター	④ 児童相談所
⑦ SSWを活用したアプローチ	⑧ SSWを活用したアプローチ	⑤ 児童発達支援センター	⑤ 児童相談所	⑤ 児童発達支援センター	⑤ 児童相談所
⑨ 特別支援担当以外のアプローチ	⑩ 特別支援担当以外のアプローチ	⑥ 児童発達支援センター	⑥ 児童相談所	⑥ 児童発達支援センター	⑥ 児童相談所
⑪ 特別支援担当以外のアプローチ	⑫ 特別支援担当以外のアプローチ	⑦ 児童発達支援センター	⑦ 児童相談所	⑦ 児童発達支援センター	⑦ 児童相談所
⑬ 特別支援担当以外のアプローチ	⑭ 特別支援担当以外のアプローチ	⑧ 児童発達支援センター	⑧ 児童相談所	⑧ 児童発達支援センター	⑧ 児童相談所
⑮ 特別支援担当以外のアプローチ	⑯ 特別支援担当以外のアプローチ	⑨ 児童発達支援センター	⑨ 児童相談所	⑨ 児童発達支援センター	⑨ 児童相談所
⑰ 特別支援担当以外のアプローチ	⑱ 特別支援担当以外のアプローチ	⑩ 児童発達支援センター	⑩ 児童相談所	⑩ 児童発達支援センター	⑩ 児童相談所
⑲ 特別支援担当以外のアプローチ	⑳ 特別支援担当以外のアプローチ	⑪ 児童発達支援センター	⑪ 児童相談所	⑪ 児童発達支援センター	⑪ 児童相談所
㉑ 特別支援担当以外のアプローチ	㉒ 特別支援担当以外のアプローチ	⑫ 児童発達支援センター	⑫ 児童相談所	⑫ 児童発達支援センター	⑫ 児童相談所
㉓ 特別支援担当以外のアプローチ	㉔ 特別支援担当以外のアプローチ	⑬ 児童発達支援センター	⑬ 児童相談所	⑬ 児童発達支援センター	⑬ 児童相談所
㉕ 特別支援担当以外のアプローチ	㉖ 特別支援担当以外のアプローチ	⑭ 児童発達支援センター	⑭ 児童相談所	⑭ 児童発達支援センター	⑭ 児童相談所
㉗ 特別支援担当以外のアプローチ	㉘ 特別支援担当以外のアプローチ	⑮ 児童発達支援センター	⑮ 児童相談所	⑮ 児童発達支援センター	⑮ 児童相談所
㉙ 特別支援担当以外のアプローチ	㉚ 特別支援担当以外のアプローチ	⑯ 児童発達支援センター	⑯ 児童相談所	⑯ 児童発達支援センター	⑯ 児童相談所
㉛ 特別支援担当以外のアプローチ	㉜ 特別支援担当以外のアプローチ	⑰ 児童発達支援センター	⑰ 児童相談所	⑰ 児童発達支援センター	⑰ 児童相談所
㉝ 特別支援担当以外のアプローチ	㉞ 特別支援担当以外のアプローチ	⑱ 児童発達支援センター	⑱ 児童相談所	⑱ 児童発達支援センター	⑱ 児童相談所
㉟ 特別支援担当以外のアプローチ	㊱ 特別支援担当以外のアプローチ	㉑ 児童発達支援センター	㉑ 児童相談所	㉑ 児童発達支援センター	㉑ 児童相談所
㊲ 特別支援担当以外のアプローチ	㊳ 特別支援担当以外のアプローチ	㉒ 児童発達支援センター	㉒ 児童相談所	㉒ 児童発達支援センター	㉒ 児童相談所
㊴ 特別支援担当以外のアプローチ	㊵ 特別支援担当以外のアプローチ	㉓ 児童発達支援センター	㉓ 児童相談所	㉓ 児童発達支援センター	㉓ 児童相談所
㊶ 特別支援担当以外のアプローチ	㊷ 特別支援担当以外のアプローチ	㉔ 児童発達支援センター	㉔ 児童相談所	㉔ 児童発達支援センター	㉔ 児童相談所
㊸ 特別支援担当以外のアプローチ	㊹ 特別支援担当以外のアプローチ	㉕ 児童発達支援センター	㉕ 児童相談所	㉕ 児童発達支援センター	㉕ 児童相談所
㊺ 特別支援担当以外のアプローチ	㊻ 特別支援担当以外のアプローチ	㉖ 児童発達支援センター	㉖ 児童相談所	㉖ 児童発達支援センター	㉖ 児童相談所
㊼ 特別支援担当以外のアプローチ	㊽ 特別支援担当以外のアプローチ	㉗ 児童発達支援センター	㉗ 児童相談所	㉗ 児童発達支援センター	㉗ 児童相談所
㊿ 特別支援担当以外のアプローチ	㋀ 特別支援担当以外のアプローチ	㉘ 児童発達支援センター	㉘ 児童相談所	㉘ 児童発達支援センター	㉘ 児童相談所

大阪府立大学 無断転載・複製禁止

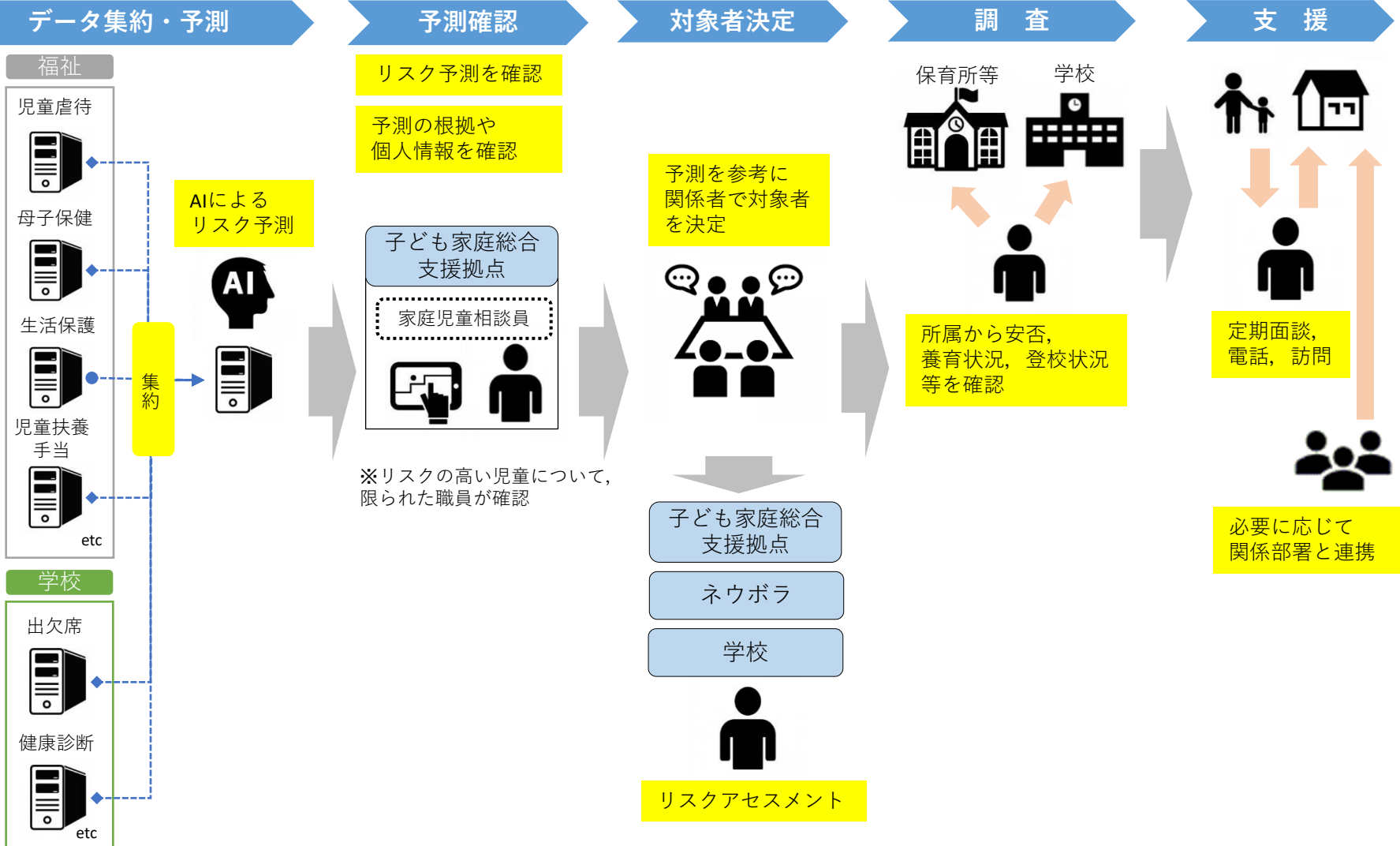
(出典) 山野研究室提供資料

広島県の事例①

● 広島県は、子供の育ちに関する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届ける仕組みを構築するため、令和2～6年度までを実証期間としてモデル4市町で「子供の予防的支援構築事業」を実施。

事業の概要

期待される効果



I 情報収集作業の効率化

虐待通告・相談に基づく調査などにおける事務の効率化

II 多面的な情報と視点によるアセスメントの向上

就学前と就学後、福祉と教育など、多面的な情報をもとに分野の違う専門職員がアセスメント

III. ベテラン職員の知識・経験に頼らない判断

専門的なベテラン職員の大量退職などにも影響されない体制の構築

IV. 人的・財政的リソースの最適配分

予防的に支援を届けることで、長期的に多くのリソースを要している高リスクの層が減少

— 広島県の事例②

- モデル市町において、下記のようなデータを集約・分析し、AIモデルを開発し、**AIの予測した児童虐待リスクスコアを表示**。
- 将来的には学校における長期欠席や問題行動などのリスクについても分析・表示予定。

集約・分析している主なデータ

母子保健	妊娠届出	ハリスク(18歳以下, 未婚, 未入籍, こどもの数), 妊娠回数 等
	妊婦健診	受診日, 受診回数, 総合判定 等
	乳児健診	受診回数, 総合判定 等
	4か月健診	母親・父親の喫煙, 育てにくさを感じているか, 父親は育児をしているか, 感情的に叩いた, 家に残して外出 等
	1歳6か月児・3歳児健診	身体発育, 発達の遅れの疑い, 母親・父親の喫煙, 育てにくさを感じているか, 感情的に叩いた, 歯科健診の結果 等
	予防接種	接種コード, 接種日 等
障害	障害者手帳	身障手帳等級, 精神手帳等級, 療育手帳程度 等
	障害者通所支援	児童発達支援支給終了日, 放課後等デイサービス支給終了日 等
経済支援	生活保護	保護開始年月日
	就学援助	支給開始日, 終了日
ひとり親	児童扶養手当	支給区分, 認定年月日, 児童障害有無, 診断書区分 等
	ひとり親医療	資格状態, 認定日
保育所	保育所所属	事業所名, 認定申請状況, 実施開始日, 実施終了日
小・中学校	出欠席	出席, 欠席, 早退, 遅刻 等
	保健室来室記録	時間, 来室理由, 症状, 朝食, 睡眠, 経過, 処置 等
	虐待チェックリスト	子供(精神的不安定, 攻撃性が強い, 身なりや衛生状態), 保護者(子供への関わり・対応), 家族・家庭(暴力・不和) 等
	成績, 健康診断	評定, 体位測定, 眼科, 耳鼻科, 内科, 歯・口腔 等

※小・中学校の校務支援システムデータは今後分析予定

※関係者が全てのデータを閲覧できる訳ではなく、必要最低限のデータに限定予定

事業の推進に係る課題

I 主担当部署の決定

家庭児童相談の担当課だけでなく、情報システム部門、基幹システム保有課、法制部門、教育委員会といった幅広い部署が関係するため、リーダーシップを取れる主担当部署を決定する必要がある。

II 個人情報の利用に係る制約

- ✓ 個人情報の利用については、目的内利用とするか目的外利用とするか、条例に基づき、実施機関（自治体）ごとの判断が必要。
- ✓ 目的外利用とする場合は、相当な理由の整理やセンシティブ情報の利用に係る個人情報保護審査会からの意見聴取などが必要。

III 情報セキュリティポリシーガイドラインの制約

3層分離のため、リモートアクセスの仕組みの構築や、マイナンバー利用事務系のデータ利用に制約がある。

IV データ抽出に係るコスト

既存の基幹システムからデータをCSVなどで抽出する改修を行う場合、1システム毎に多額の改修費が必要。

V 税情報の活用に係る制約

児童虐待と家庭の経済的な状況との強い相関があるという研究が複数あるが、地方税法で守秘義務の解除を厳しく制限されており活用できない。

VI 転居時の情報引継ぎ

転居後の自治体ではその家庭・子供のデータがなく、AIが機能しないため、個人情報（統合データ）を転居先に提供する法整備やデータ項目などの標準化が必要。

兵庫県尼崎市の事例①

- 兵庫県尼崎市は、市民の学びや育ちを総合的に支える拠点として、「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備するとともに、こどもの育ち支援センターの開設に先立ち、①子どもファースト(0歳から概ね18歳の子どもが主体となる支援)、②縦の連携(子どもの年齢に応じた切れ目のない継続的な支援)、③横の連携(福祉・保健・教育などが連携した総合的な支援)、というコンセプトの下、子どもや子育て家庭の支援のために必要なデータを統合するとともに、支援内容を記録する「子どもの育ち支援システム」を平成31年4月に設置。

子どもの育ち支援システム

- ▶子どもの育ち支援センターの発足に向け、ワンストップで漏れなく子どもの情報を把握し、支援につなげるため、下記の8つのシステムと連携した支援システムを構築。(平成31年4月)
- ▶子どもの育ち支援センターが実施した支援内容等も記録し、各課が横断的に情報を把握し、支援を行うことにもつながっている。

住民記録システム

ID・住所・氏名・世帯構成 など

保健衛生システム

ID・健診履歴・予防接種記録 など

税務総合システム

ID・所得・扶養状況 など

生活保護システム

ID・生活保護受給有無 など

障害福祉総合システム

ID・障害種別・等級 など

子ども・子育て支援制度システム

ID・保育所・幼稚園 など

学齢簿管理システム

ID・学校名 など

児童扶養手当システム

ID・児童扶養手当受給状況 など

▶個人情報の目的外利用のための 条例改正

子どもの育ち支援システムでは、住民記録や保健福祉など多岐にわたるデータを集約して活用するため、個人情報の目的外利用にあたることから、平成30年に子どもの育ち支援条例を改正した。

尼崎市子どもの育ち支援条例

(要支援の子ども等に関する情報の活用)

第18条 市長及び尼崎市教育委員会は、(中略)子どもに対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、法令の規定に従い、(中略)要支援の子ども等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

兵庫県尼崎市の事例②

- 兵庫県尼崎市は、子ども一人ひとりの状況に応じその力を伸ばしていくことができるよう、**外部の研究者を招聘し「尼崎市学びと育ち研究所」を平成29年4月に設置**。各部局がばらばらに管理している**行政保有データをID(統一コード)等によって統合し、個人識別情報を匿名加工**することで、**学力等の認知能力だけでなく非認知能力や健康、インクルーシブ教育などの総合的な研究(学びと育ちの総合的研究)**を実施するとともに、教育委員会だけでなく、**市長事務部局が保有する行政データなども活用**し、研究を実施している。

研究所におけるデータ活用の概要

住民基本台帳データ

ID・住所・氏名・家族構成 など

保健所データ

ID・出生時体重・妊婦健診情報・妊娠届
・乳幼児検診情報・予防接種記録 など

福祉データ

ID・生活保護受給記録 など

保育・データ

ID・保育所利用者情報・無園児抽出データ・要対協児童情報 など

教育委員会データ

ID・身長・体重・ステップアップ調査データ・教員情報・クラス人数・就学援助
・幼稚園利用者・出身保育所幼稚園など

独自収集データ

独自アンケート結果・保育環境評価
(エカーズ調査)
など

民間収集データ

教育バウチャー利用実績・民間支援
施設利用実績
など

- それぞれの部局がばらばらに管理している行政保有データを担当職員が収集し、**ID(統一コード)**等によって統合
- 個人識別情報を匿名加工(ハッシュ化)

匿名加工し、個人識別不可能な状態のデータセットを研究者に提供